

# ぐんま県産木材の利用の促進に関する指針（案）

令和2年 月

群馬県

# 目次

## 第1章 指針策定の趣旨等

1. 指針策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 指針の実施期間	1

## 第2章 基本的事項

1. 基本方針（3つの基本施策～7つの施策の柱）	2
2. 目標	2
3. 県産木材の利用及び供給に関する施策	3
（1）県産木材の生産体制の整備	3
（2）県産木材の加工体制の整備	4
（3）県産木材の流通体制の整備	6
（4）住宅及び非住宅建築物における県産木材の利用促進	8
（5）木質バイオマスの利用促進	14
（6）国内外への販路拡大	15
（7）木育の推進	16
4. 県の建築物等における県産木材の利用等	17

## 第3章 指針の推進に向けての取組

1. 「県産木材利用促進協議会（仮称）」による連携強化	18
2. 「ぐんまの木利用推進会議」の活用	18
3. 施策の実施状況の公表	18

# ぐんま県産木材の利用の促進に関する指針（案）

## 第1章 指針策定の趣旨等

### 1. 指針策定の趣旨

「ぐんま県産木材の利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）」は、「林業県ぐんま県産木材利用促進条例（平成30年群馬県条例第81号。以下「条例」という。）」第10条の規定により、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する施策の基本的事項、県産木材の利用の目標、県産木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、その他、県産木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

#### ※「県産木材」の定義

県内で伐採された木材。又は県外で伐採された木材を県内の製材工場で柱や梁等の製品に加工したもの。

### 2. 計画の位置付け

指針は、県の森林・林業の施策に関する基本的な事項を定めた「第2次森林・林業基本計画」を補完し、本県の木材利用の促進に向けた施策の方向性を明らかにしたものとする。

また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第8条第1項の規定に基づいて定めた、「群馬県公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（平成23年3月29日策定。以下「方針」という。）」を踏まえたものとする。

### 3. 指針の実施期間

令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする10年計画とする。  
なお、5年後の令和6年度に中間見直しを行う。

## 第2章 基本的事項

### 1. 基本方針（3つの基本施策と7つの施策の柱）

林業の成長産業化を目指し、以下の「3つの基本施策」と「7つの施策の柱」に基づき、県産木材の利用の促進及びそのための県産木材の適切な供給確保を図るための施策を総合的かつ計画的に実施し、「林業県ぐんま」の実現を加速させる。

#### ◆ 基本施策Ⅰ～『木をつくる』～

- (1) 県産木材の生産体制の整備
- (2) 県産木材の加工体制の整備
- (3) 県産木材の流通体制の整備

#### ◆ 基本施策Ⅱ～『木をつかう』～

- (4) 住宅及び非住宅建築物における県産木材の利用促進
- (5) 木質バイオマスの利用促進
- (6) 国内外への販路拡大

#### ◆ 基本施策Ⅲ～『木とふれあう』～

- (7) 木育の推進

### 2. 目標

「第2次森林・林業基本計画」を踏まえ、「3つの基本施策」ごとに、令和11年度の目標を以下のとおり定める。

項目	現状(H30)	目標(R11)
＜基本施策Ⅰ 『木をつくる』＞		
素材生産量（千m <sup>3</sup> /年）	365	500
高性能林業機械の稼働台数	178	250
林業従事者数	712	850
県産木材製材品生産量（千m <sup>3</sup> /年）	134	200
原木直送量【原木市場との協定】（千m <sup>3</sup> /年）	16	70
＜基本施策Ⅱ 『木をつかう』＞		
住宅着工数（戸数）における木造率（％）	79	82
非住宅着工数（床面積）における木造率（％）	12	20
公共建築物（3階建て以下）着工数（床面積）における木造率（％）	44	50
県有施設等における県産木材利用量（m <sup>3</sup> /年）	1,984	2,400
燃料用チップ・ペレット生産量（千m <sup>3</sup> /年）	83	129
県産木材製品の県外出荷量（千m <sup>3</sup> /年）	80	140
県産木材製品の輸出量（m <sup>3</sup> /年）	787	4,000
＜基本施策Ⅲ 『木とふれあう』＞		
ウッドスタート宣言市町村数	3	10

※公共建築物（3階建て以下）着工数における木造率の現状値は平成29年度実績

### 3. 県産木材の利用及び供給に関する施策（3つの基本施策～7つの施策の柱）

#### <基本施策Ⅰ～『木をつくる』～>

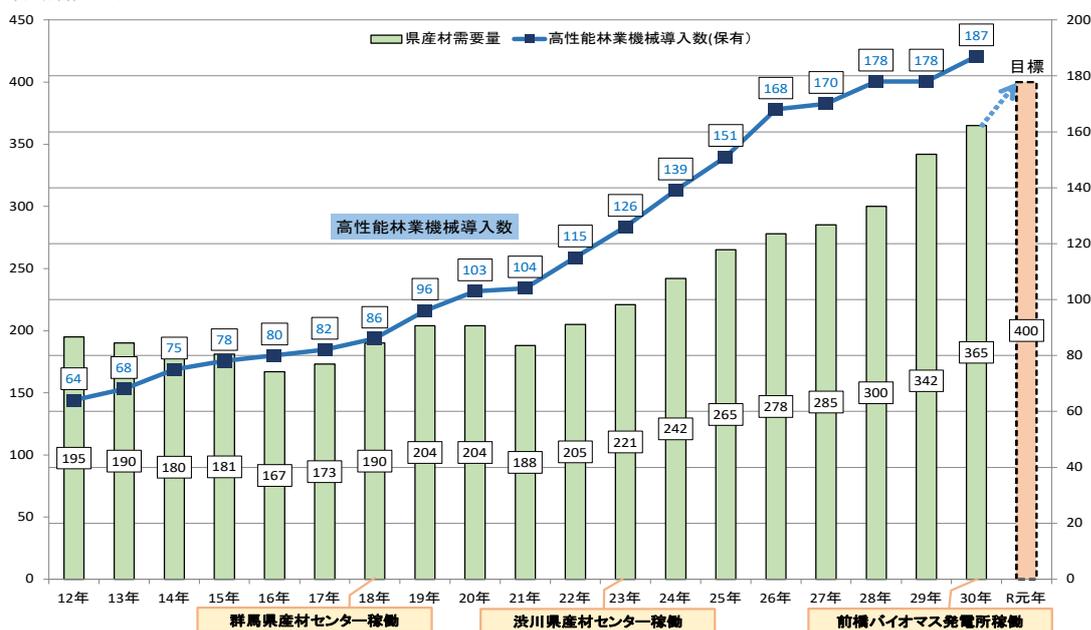
##### （1）県産木材の生産体制の整備

##### 【現状】

○平成30年末の高性能林業機械の保有台数は187台で、「第1次森林・林業基本計画」の策定時（H22年度）から72台増加し、年間素材生産量は、計画策定時の205千m<sup>3</sup>から平成30年には365千m<sup>3</sup>に増加している。

（表－1）

表－1 県産材需要量の推移



○林業従事者は、平成18年度には604人まで減小し、その後わずかに増減を繰り返しながら700人台で推移しており、平成29年度は712人となっている。（表－2）

○平成29年度の林業従事者の平均年齢は、49.9歳で、平成8年度の57.6歳に比べて7.7歳若返っている。（表－2）

##### 【課題】

- ◆更なる素材生産量の増大のためには、高性能林業機械の導入促進とオペレーターの確保・育成が必要である。
- ◆林業従事者のうち高齢者の占める割合が依然として高いため、若年労働者を定着させつつ技術・技能の向上を図る必要がある。

表－２ 年齢階層別林業従事者数と平均年齢の推移



### 【取組方針】

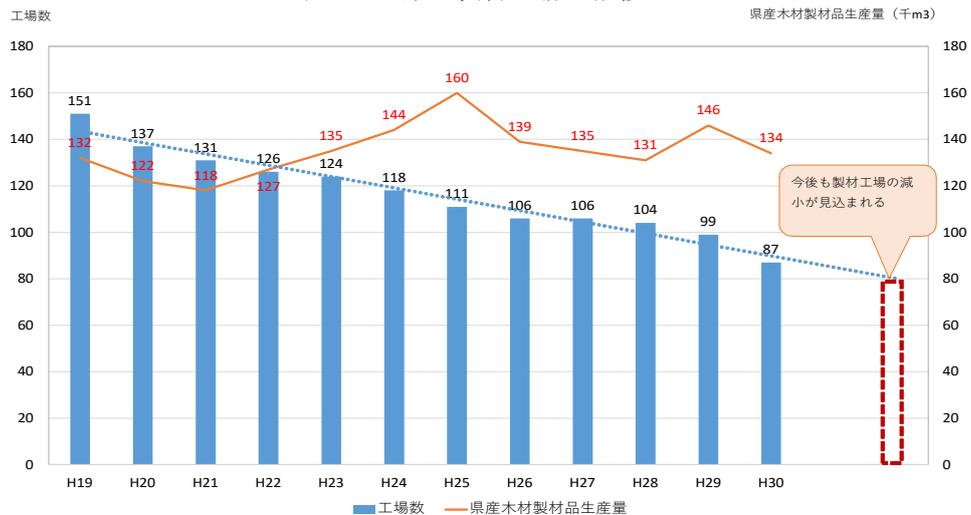
- ◎高性能林業機械の導入促進と高性能林業機械オペレーターの確保・育成に取り組む。
- ◎社会人を受け入れ、現場作業員に特化した即戦力の人材育成に取り組むため、新たな研修機関を開設する。
- ◎林業関係団体をはじめ、ハローワーク等との連携を強化して、様々な場所で就業相談やガイダンス、面接会等を行い、人材の発掘・確保に取り組む。

## (2) 県産木材の加工体制の整備

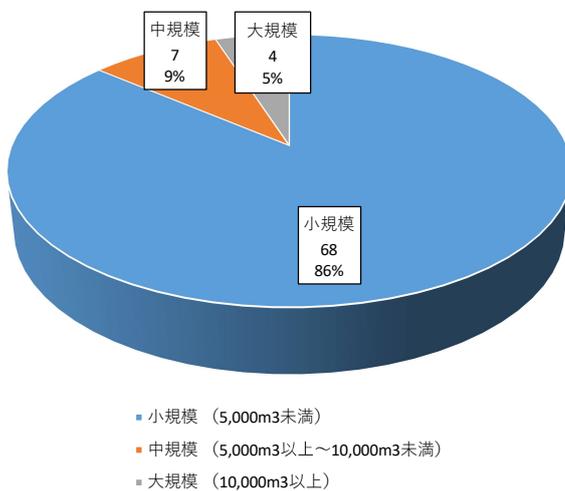
### 【現状】

- 本県の製材工場は、昭和48年の580工場を境に減少に転じ、平成30年には87工場まで減小し、今後も減小が見込まれる。一方、県産木材製材品生産量は、過去5年は130千m<sup>3</sup>から140千m<sup>3</sup>台で推移している。(表－3)
- 県内の製材工場は、年間原木消費量が5,000m<sup>3</sup>未満の小規模工場が約9割占めており、加工体制が脆弱である。(表－4)
- 本県の構造用製材のJAS認定工場は、2社(目視等級区分)のみで、機械等級区分にあってはゼロである。
- 本県のスギ民有人工林の35%が大径材(胸高直径は30cm以上)である。今後皆伐が増加する中で、大径材の生産増加が見込まれるが、県内の製材工場は、大径材を効率良く製材が出来る設備ラインになっていない。(表－5)

表－3 県内製材工場の推移

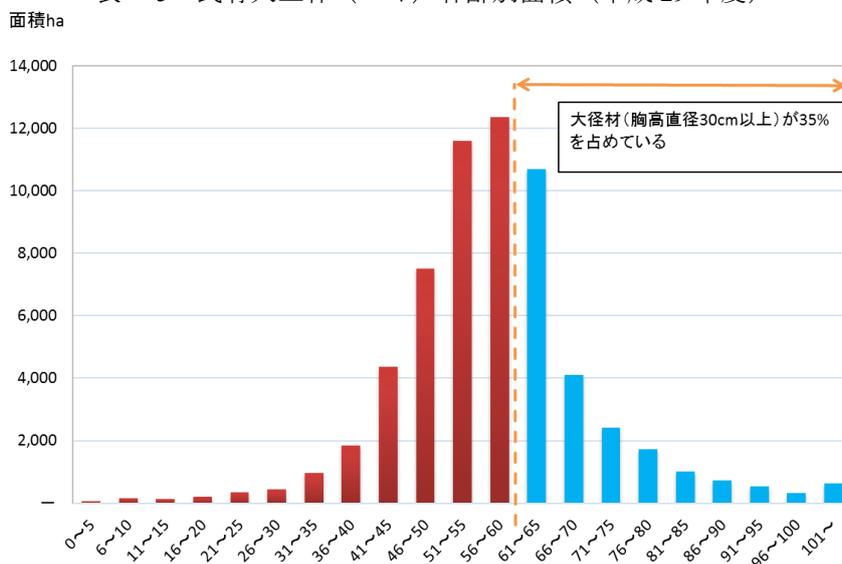


表－4 県内製材工場の原木消費量別内訳 (平成 30 年次)



※製材工場数は、建築用材、土木建設用材、梱包用材、家具建具用材を生産している工場

表－5 民有人工林 (スギ) 林齢別面積 (平成 29 年度)



## 【課題】

- ◆製材工場の減少が見込まれる中で、素材生産量の増大に対応した各製材工場ごとの強みを活かした加工体制の強化が必要である。
- ◆非住宅建築物の増加が見込まれる中で、品質・強度の明確な JAS 製材品や集成材等の高次加工製品の生産体制の強化が必要である。
- ◆今後増加が見込まれる大径木に対応した加工施設の整備が必要である。

## 【取組方針】

- ◎ 渋川県産材センター等の大型工場の規模拡大を推進する。
- ◎ 中小工場は、細かなニーズに対応した少量多品目の製品供給や得意分野に特化した製品供給を推進する。
- ◎ JAS 認定の取得促進や集成材等の高次加工製品の加工施設の整備、誘致に取り組む。
- ◎ 今後増加が見込まれる大径木に対応した加工施設の整備を推進する。



渋川県産材センター

## (3) 県産木材の流通体制の整備

### 【現状】

- これまでに、地域の木材流通の拠点となる3箇所（安中市、川場村、桐生市）の中間土場が整備され、令和元年度には神流町でも整備を進めている。
- 平成30年度から原木市場が生産者と製材工場のコーディネーターとなり締結する安定供給協定に基づく直送販売の取組に対して支援している。
- 平成28年度から平成30年度までスマート林業構築コンソーシアムとして、産学官が連携し、森林施業の効率化や需要に応じた高度な素材生産を行うため、ICTを活用した木材SCMシステムの構築に取り組んだ。



桐生木材ストックヤード

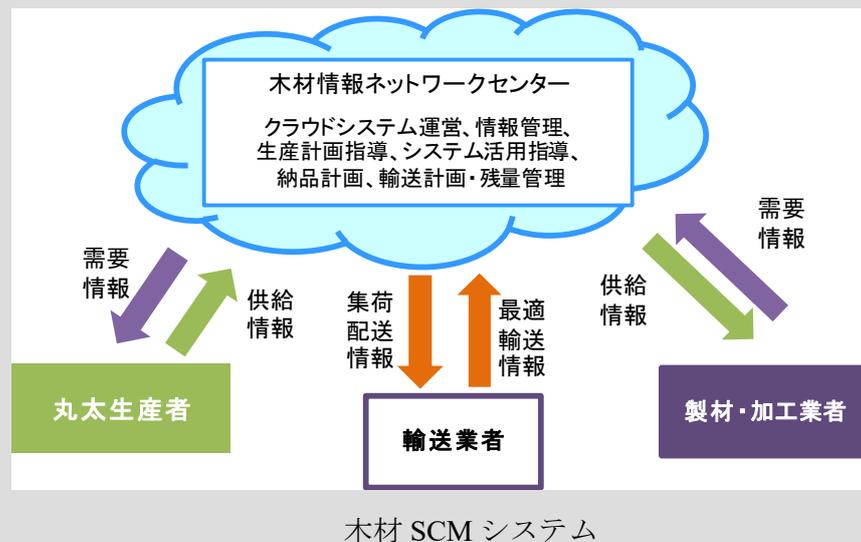
### 【課題】

- ◆ 需要者ニーズに応じて原木を大ロットで安定的に供給する新たな流通システムの構築のため、山土場や中間土場の整備を進める必要がある。
- ◆ 地域の実情に応じた生産から販売までのサプライチェーンを構築し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な素材生産を行うため、木材

SCM システムの構築を進める必要がある。

### 【取組方針】

- ◎流通コストの縮減と流通の安定化のため、伐採現場と中間土場を 30 分以内で結べるよう、中間土場の整備を推進する。
- ◎森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な素材生産を行うため、ICT を活用した木材 SCM システム（群馬型木材流通システム）を構築する。



## <基本施策Ⅱ～『木をつかう』～>

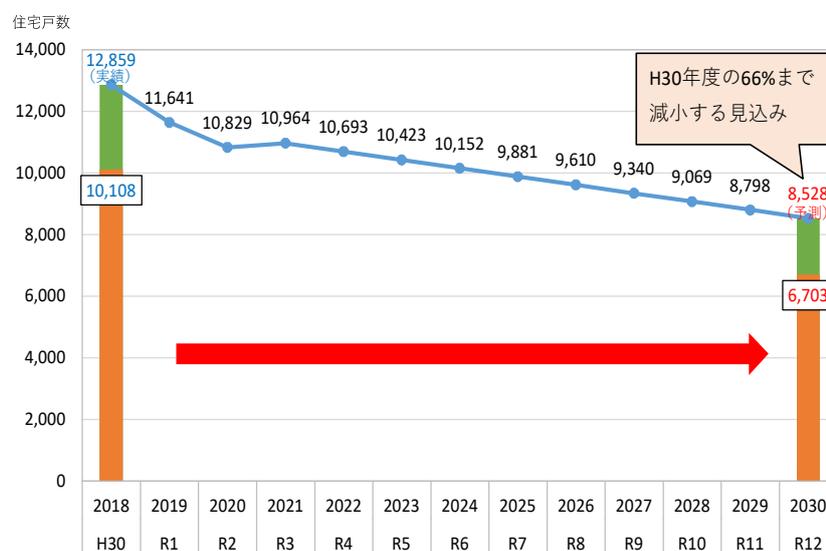
### (4) 住宅及び非住宅建築物における県産木材の利用促進

#### ア 住宅分野

##### 【現状】

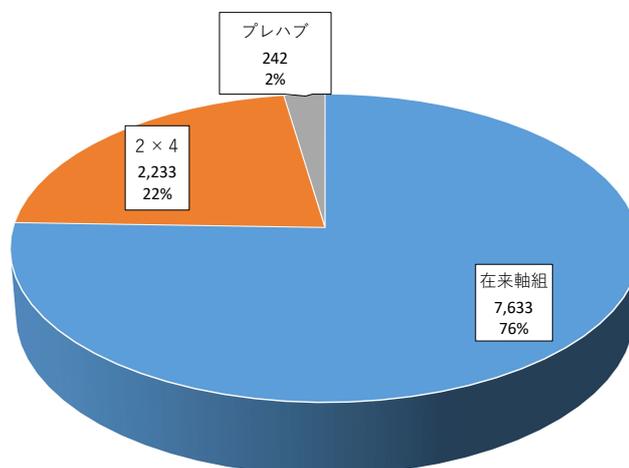
- 本県の平成30年度新設住宅着工数は12,859戸、うち木造が10,108戸(78.6%)となっている。
- 大手シンクタンクによる令和12年度の新設住宅着工数予測では、平成30年度の95万戸から63万戸(66.3%)に減少していく見込みとしている。本県にあてはめた場合、平成30年度の新着住宅着工数12,859戸から、令和12年度には8,528戸まで減少することになる。(表-6)

表-6 群馬県新設住宅着工予測



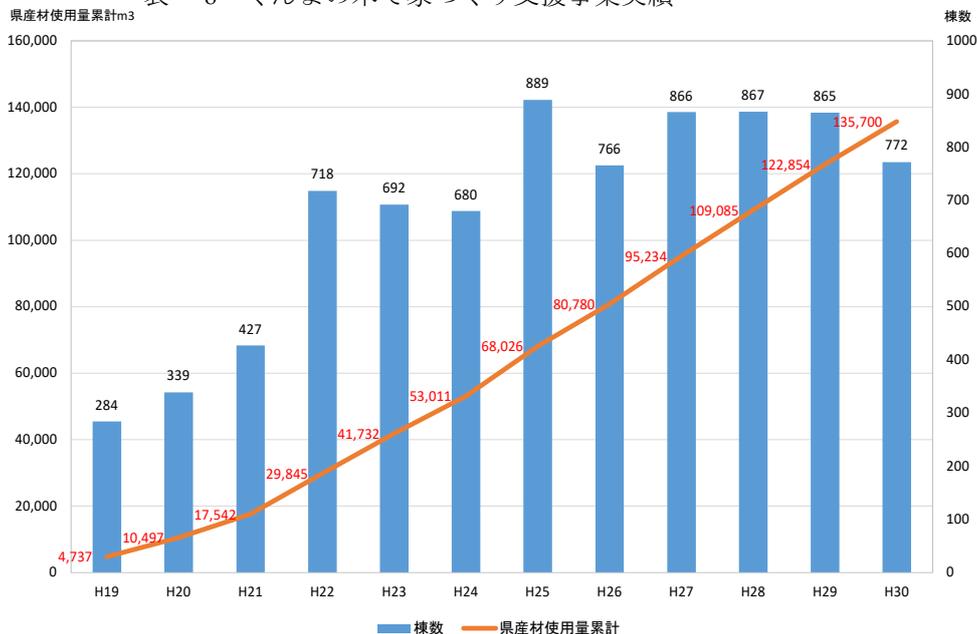
- 本県における平成30年度新設木造住宅着工数のうち、2×4住宅は22%を占めており、ほとんどが外材の利用となっている。(表-7)

表-7 群馬県新設木造住宅着工数内訳 (平成30年度)



○県では、平成19年度から「ぐんまの木で家づくり支援事業」により、県産材住宅の建設を推進しており、これまでに、構造材補助8,165戸、内装材補助698戸に対し支援している。(表-8)

表-8 ぐんまの木で家づくり支援事業実績



**【課題】**

- ◆今後住宅着工数の減少が見込まれる中で、住宅分野における県産木材需要を拡大していくには、木造率の向上及び県産木材への転換を推進する必要がある。
- ◆外材がほとんどを占めている2×4住宅において、外材から県産木材への転換を推進する必要がある。

**【取組方針】**

- ◎県産材住宅の建設を促進し、住宅における木造率の向上を図る。
- ◎県産2×4住宅の建設を促進するなど、外材から県産木材への転換を推進する。



住宅における県産木材利用

## イ 非住宅分野

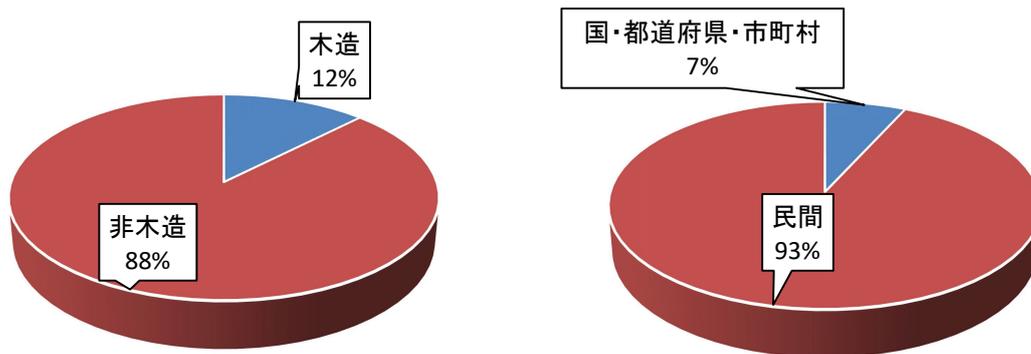
### 【現状】

○本県の非住宅建築物の木造率は 12 %と低く、また、民間による建築が 93 %とほとんどを占めている。(表－ 9)

表－ 9 非住宅建築物における着工数内訳 (平成 30 年度)

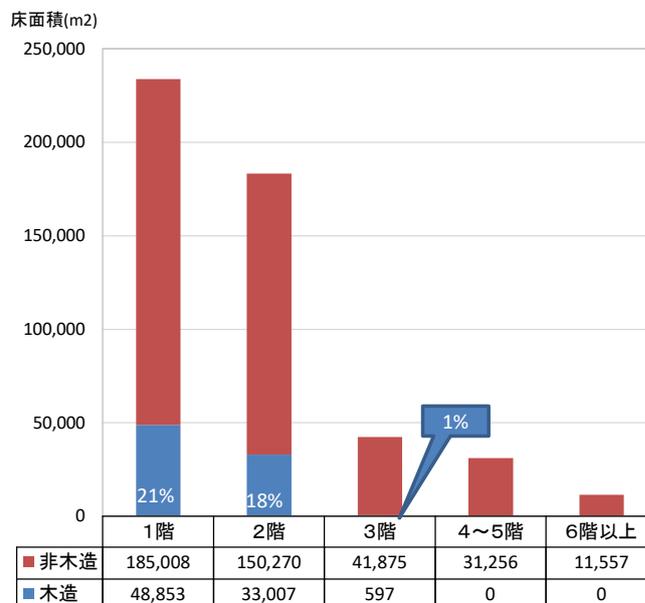
①木造・非木造別 (床面積)

②建築主別 (床面積)



○本県の非住宅建築物の階層別木造率は、1 ～ 2 階建ての低層で約 2 割程度で、3 階建て以上にあってはほぼ木造化されていない。(表－ 10)

表－ 10 非住宅建築物における着工数内訳 (平成 30 年度)



○建築基準法の改正により、耐火構造としなくてよい木造建築物の範囲が拡大されたほか、耐火構造等とすべき場合でも、建築物全体の性能を総合的

に評価することにより、木材をそのまま見せる「あらかし」等が可能となった。

- 県では「公共施設等県産材活用推進事業」により、民間の教育・社会福祉施設の内装の木質化、外構施設の木造化に対し支援している。
- 県内には中大規模木造建築物の設計・提案に取り組む建築士が少ない。

### 【課題】

- ◆今後、木材需要の拡大のためには、木造率の低い非住宅建築物の民間部門への利用を推進する必要がある。
- ◆非住宅建築物のうち、建築基準法の改正により木造化しやすくなった1～3階建ての低層建築物の木造化・木質化を進める必要がある。
- ◆中大規模木造建築物の設計・提案をできる人材を育成する必要がある。

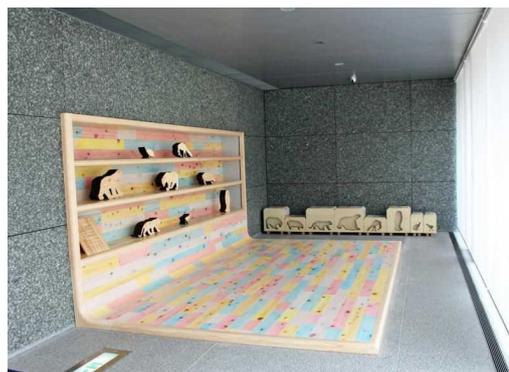
### 【取組方針】

- ◎民間企業が建設する店舗や事務所などの非住宅建築物のうち、1～3階の低層建築物の木造化・木質化を推進する。
- ◎建築士を対象に、建築物の木造化への理解を深めるとともに、基礎的な設計技術習得を目的とした中大規模木造建築物推進セミナー等を開催する。

## ウ 公共建築物等

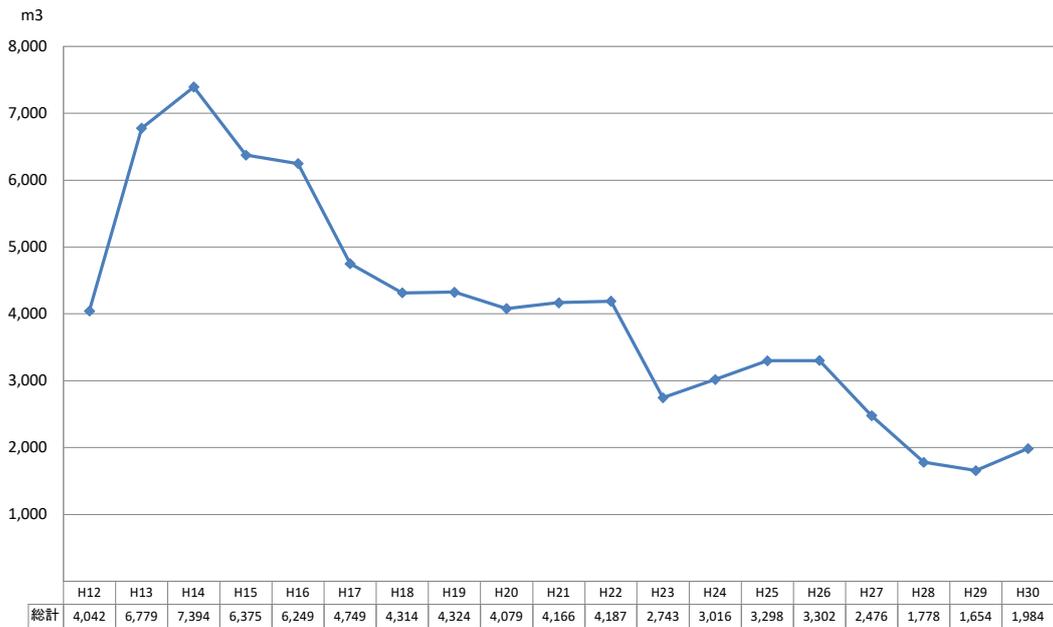
### 【現状】

- 平成10年に「ぐんまの木利用推進会議」を設置するとともに、平成23年には法に基づく「方針」を策定し、全庁をあげて木材利用に取り組んでいる。
- 「県産材活用推進枠」により、PR効果の高い県有施設の木材利用の取組に対し支援している。
- 県有施設等における木材利用実績は、平成14年度を境に減少傾向にあり、平成30年度の実績は1,984m<sup>3</sup>（ピーク時の27%）である。（表－11）
- 県内35市町村のうち、91.4%にあたる32市町村が、法に基づく「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定している。
- 市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、「森林環境譲与税」の譲与が、令和元年度から開始された。



「県産材活用枠」による県産木材利用例  
(館林美術館)

表－11 県有施設等における県産木材利用実績



### 【課題】

- ◆ 県有施設等における県産木材利用実績は、公共事業予算が厳しさを増す中で減少傾向にあり、限られた予算の中で、PR 効果や波及効果の高い公共建築物等に木材を使うなどの工夫が必要である。
- ◆ 令和元年度から森林環境譲与税の譲与が始まり、特に森林の少ない平野部の市町村では、公共建築物等における木材利用が進むことが期待される。

### 【取組方針】

- ◎ 県が行う建築物等の整備あたっては、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外の建築物等については、原則として木造とする。
- ◎ 市町村が建設する公共建築物の木造化、内装の木質化を推進する。



公共施設における県産木材利用（甘楽中学校）

## エ 研究開発

### 【現状】

- 県産スギ・ヒノキを住宅用の梁や桁として、安心して設計者や建設事業者に利用してもらうため、「群馬県産横架材スパン表」を作成した。
- 中大規模建築物では、構造材として主に外材の集成材が使われており、本県には集成材工場がないため、県産木材はほとんど使われていない。
- 林業試験場では、住宅や公共建築物等で用いられる実大サイズの構造材の曲げ、引張り、圧縮等の試験を行う「実大強度試験機」を整備した。



実大強度試験機による試験状況

### 【課題】

- ◆今後増加が見込まれる大径木を、非住宅建築物の構造材として外材に代わって利用される技術の開発が必要である。
- ◆集成材工場のない本県において、中大規模建築物の県産木材利用を推進するためには、県内製材工場で生産可能な製品を使った新たな工法の研究が必要である。

### 【取組方針】

- ◎スギ大径材の新たな用途として付加価値の高い心去り平角について、製材・乾燥等の利用技術の開発に取り組む。
- ◎県内製材工場で生産可能な製品を使った、中大規模木造建築物に使用する部材の研究に取り組む。

## (5) 木質バイオマスの利用促進

### 【現状】

○上野村や川場村等では、地域の低質材をペレットやチップに加工し、バイオマス発電等の燃料として利用するなど、森林資源を有効活用しながら新たな事業や雇用を生み出し、地域経済を活性化させる取組が行なわれている。



ペレット工場（上野村）



木質バイオマス発電所（川場村）

- 間伐材等の未利用材を燃料（約 10 万 m<sup>3</sup> /年）とする「前橋バイオマス発電所」が平成 30 年 3 月に営業運転を開始し、これまで林内に切り捨てられていた低質材の利用が促進された。
- 低質材の高付加価値化につながる木質バイオマス（セルロースナノファイバー、リグノフェノールなど）について、国の研究機関や企業では研究開発が進められているが、実用の事例が少ない。

### 【課題】

- ◆地域の森林資源を無駄なく活用するためには、建築材として利用される、A材、B材だけでなく、これまで利用が進まなかったC材などの低質材の有効利用が必要である。
- ◆県内の木質バイオマス発電所が安定して稼働するためには、燃料の安定供給体制の構築が必要となる。
- ◆市場価格の安い低質材は、収集・運搬コストの低減を図る必要がある。
- ◆皆伐の推進により、今後低質材の増加が見込まれる中で、需要と供給のバランスが重要となる。

## 【取組方針】

- ◎低質材をバイオマス発電等の燃料として地域内で利用するなど、県内各地域の創意工夫による低質材の有効活用の取組を推進する。
- ◎燃料となる低質材の安定的供給及び輸送コストの低減のため、チップ加工施設や中間土場の整備を推進する。
- ◎低質材の収集・運搬コストの低減のため、効率的な収集・運搬システムの調査・研究に取り組む。
- ◎低質材の増加に対応するため、低質材を燃料とする木質バイオマス利用施設等の整備を推進する。
- ◎セルロースナノファイバー等の木質バイオマスのマテリアル利用について、情報収集を行い、県産木材での利用の可能性を調査する。

## (6) 国内外への販路拡大

### 【現状】

- 大手住宅メーカーは、県外産材や外国産材が主流であり、県産木材はほとんど利用されていない。
- 本県には集成材工場や合板工場がないため、県外工場と連携し、県産集成材や県産材合板を県外において製造している。
- 平成 30 年度から、関係団体と共同で東京都が主催する「ウッドコレクション」に出展し、県産材製品の PR を行った。
- 平成 30 年 2 月から、県産 2 × 4 材をフェンス等の外構材として北米への輸出を開始した。



県産 2 × 4 材を使用したフェンス（例）



ウッドコレクション出展状況

## 【課題】

- ◆県外に県産材住宅の建設を促進するためには、首都圏での販売網を持つ大手住宅メーカーとの連携が必要である。
- ◆本県には集成材工場がないため、非住宅建築物の木造化を促進するためには、集成材等の高度加工技術を要する近県の大型工場との連携強化が必要である。
- ◆県外需要の拡大には、大消費地である首都圏で県産木材製品を積極的にPRする必要がある。
- ◆県産木材を利用した付加価値の高い木製品の輸出を拡大する必要がある。

## 【取組方針】

- ◎大手住宅メーカー等と連携して、首都圏への県産木材住宅の販売強化に取り組む。
- ◎集成材等の高度加工技術を要する近県の大型工場と連携して、首都圏における非住宅建築物の県産木材利用を促進する。
- ◎首都圏で開催される展示会等へ参加し、県産木材製品を積極的にPRする。
- ◎輸出を行う商社と連携して、県産2×4材のデッキへの利用など、新たな販路の開拓に取り組む。
- ◎ジェットロと連携して、付加価値の高い県産木材製品の輸出を推進する。

## <基本施策Ⅲ～『木とふれあう』～>

### (7) 木育の推進

#### 【現状】

○これまで県では、木育の取組として、森林環境教育の中の「木工教室」や木材青年協会と共同で「児童生徒木工工作コンクール」を開催するとともに、群馬県木材組合連合会が行う「木材PRイベント」や「親と子の木工広場」などの木育の取組に対し支援している。

○みなかみ町、上野村、川場村では、幼児の頃から木に親しんでもらうため、地元産の木製玩具等を赤ちゃんの誕生の祝い品としてプレゼントする「ウッドスタート」宣言を行うなど、木育活動に取り組んでいる。



イベントでの木育の取組

### 【課題】

- ◆県民全体に木材利用の理解を深めてもらうためには、県自ら率先して木育活動を行う必要がある。
- ◆子どもから大人まで、木とふれあい、親しみ、木材の良さや利用の意義を学ぶ機会を増やす必要がある。
- ◆木育の普及のためには、木育に携わる人材を育成する必要がある。

### 【取組方針】

- ◎県自ら「ウッドスタート」宣言するとともに、市町村が行う木育の取組を推進する。
- ◎保育園、小中学校、NPO 団体等が自ら取り組む木育活動を推進する。
- ◎教員や保育士等の木育に携わる人材育成に取り組む。

## 4. 県の建築物等における県産木材の利用等

県が整備する公共建築物等の整備に当たっては、下記基準により、原則として木造とし、内装等にも原則として木材を使用するものとする。

なお、県は、自ら行う公共建築物等の整備において、率先して県産木材及び県産木材製品の利用に努めるものとする。

### ＜県が整備する建築物等における木材利用の基準＞

- ◆建築基準法その他の法令等に基づく基準において、耐火構造物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない3階建て以下の低層建築物については、原則として木造とする。
- ◆建築基準法その他の法令等に基づく基準において、不燃材料など防火上支障のない仕上げ材が求められない建築物の外壁、内壁及び天井等の仕上げ材については、原則として木材を使用する。

## **第3章 指針の推進に向けての取組**

### **1. 「県産木材利用促進協議会（仮称）」による連携強化**

---

県産木材の利用の促進に関する施策を円滑かつ効率的に実施するため、関係団体その他の関係者により構成される「県産木材利用促進協議会（仮称）」において、木材利用指針に基づく取組について点検・評価を行うとともに、関係者との情報共有及び連携強化を図る。

### **2. 「ぐんまの木利推進会議」の活用**

---

庁内関係部局で組織する「ぐんまの木利用推進会議」において、公共建築物の木造化や内装の木質化、公共土木工事等における木材利用の一層の推進を図る。

### **3. 施策の実施状況の公表**

---

県は、毎年、県産木材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。